

## 新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの入院給付金のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、医療機関等への入院だけでなく、医療機関の事情等により医師または保健所の指示で自宅またはホテル等の臨時施設で治療を受けられた場合（以下「みなし入院」といいます）も、入院給付金等のお支払い対象としてお取り扱いしています。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律で重症化リスクの高い方々に限定することが公表されたことを受け、改めて「みなし入院」に係る入院給付金等の取扱いを検討した結果、9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いの対象について、以下のとおり見直します。

### <「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象>

9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠中の方

※9月25日（日）以前に診断された方については、従来通りのお取扱いをいたします。

### <今般の見直しの理由>

- 「みなし入院」は「入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情等により、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合に『入院』とみなす」という考え方です。
- 新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象外となる方については、「常に医師の管理下において治療に専念」していると判断できず、新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要」な状態と判断できないため、見直しを実施します。

なお、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、9月2日（金）から、給付金の請求時に「療養証明書」の発行を必要としない取扱いに変更しています。また、今後法令の改正等がなされた場合には、上記取扱いを変更する可能性があります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

※当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について

<https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/response.htm>